

條件

- 一、誠首した三名を休職とし六ヶ月以内に休職當時の地位、若しくは其れ以上の場所に復び就職せしむること。
- 一、六ヶ月の休職期間中は休職當時の全給を支給すること。
- 一、従業員の労働組合の組織及び加入は本人の自由たること。
- 一、休職期間中に他の従業員が昇給したる場合は右三名も昇給すること。

組合の發達と會社の切崩策

以上の條件で組合側の有利解決の爲め組合員は日々に激増し、全従業員六百餘名の内組合員五百三十名を算するに至りました。
茲に於いて會社は如何にもして、是れを切崩さうと絶へず小刀細工を用いて來ましたが、その基礎が意外に鞏固で何等の効果が無い爲め益々焦慮し、非道にも昨年協約したる精神を無視して、三名の内二名は復職を見ましたが、一名は本社詰と謂ふ美名のもとに東京へ、一名飯田の町を去る八里も山奥の波合村に追いやつて外界との連絡を絶たうとし、又一名は個人間に起つた問題が目下緊争中なのを口實に言を左右にして應じないで露骨に壓迫を加へて來たのです。

交渉遂に決裂

其處で、吾々も東京の労働同盟本部に打電して本部員の出張を乞い隠かに問題の解決をしようと、あらゆる方法で再三交渉を進めたのですが悉く之れを拒絶しましたので止むを得ず賣られた喧嘩を買ひ猛然起つて第二段の策を講ずるに至つたのです。即ち二十二日赤穂に於て全従業員大會を開催し協議の上要求書を作製し翌二十三日會社に提出しました。

要求書 (寫)

- 一、賃銀ノ二重制度ヲ徹廢シ從來ノ歩合ヲ本給ニ加算シ、夜業手當ノ増額ヲセラレタシ
- 一、賃銀二割ヲ増給シ定期昇給年二回必ズ勵行セラレタシ
- 一、年功加俸ヲ制定セラレタシ
- 一、公務上ノ死傷疾病ノ救済方法ヲ充分ニ講ゼラレタシ
- 一、三名ノ復職ハ速カニ鐵道沿線ニ從事セシメラレタシ
- 一、今回ノ問題ニ對シテハ絕對ニ犠牲者ヲ出サザルコト

附記

右ニ對スル回答ハ二十四時間以内ニセラレタシ
大正十五年五月二十三日

伊那電氣鐵道株式會社従業員一同

伊那電氣鐵道株式會社社長渡邊嘉一殿

結論

右の要求書を出しましたが、吾々は決して平地に波瀾を起そうとする者ではありませぬ、只本會社の様な一部重役の私服を満さんが爲めには株主の意向も従業員の嘆願も無視したる横暴なる重役等の下に今日迄虐げられて來たのであります。
吾々は飽く迄も兩郡下に於ける産業の發達を計り度いと思ひ、今日迄で隱忍自重して來た事を御諒解下さつて私共弱い労働者の爲めに御聲援あらんことを切に御願する次第であります。

伊那電氣鐵道株式會社

労働爭議團總本部

赤穂町玉屋町
電話一一九番

郡民諸君

五ノ二ノ九